(六)　居住用財産の譲渡所得の特別控除制度の特例について、適用対象となる被相続人居住用家屋の部分及び被相続人居住用家屋の敷地等の部分、地震に対する安全性に係る規定又は基準、適用前譲渡又は適用後譲渡が贈与等によるものである場合における当該適用前譲渡及び適用後譲渡の対価の額の算定方法の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二三条関係）

(七)　特定口座開設届出書の提出をする者の告知について、個人番号の告知を要しない者の範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一〇の三関係）

(八)　非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税等について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一三関係）

(1)　非課税口座を開設している者が出国により非課税口座の廃止をする場合において、その者が国外転出の予定日から起算して三月前の日における有価証券等の価格により国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用を受けるときは、非課税口座内上場株式等の払出し時の金額は、同日における有価証券等の価格とする。

(2)　非課税適用確認書の交付申請書の提出をする者の告知について、個人番号の告知を要しない者の範囲を定める。

(九)　未成年者非課税適用確認書の交付申請書の提出をする者の告知について、個人番号の告知を要しない者の範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一三の八関係）

(一〇)　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替を適用対象に加える措置を適用期限の到来をもって廃止することとした。（租税特別措置法施行令第二六条関係）

(一一)　特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第二六条の四関係）

(1)　多世帯同居改修工事等に係る特例について、適用対象となる他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増改築等の範囲及び要件その他必要な事項を定める。

(2)　エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替を適用対象に加える措置を適用期限の到来をもって廃止する。

(一二)　特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用対象となる取組及び一般用医薬品等を定めるとともに、特例の適用を受ける際に確定申告書に添付等をすべき書類の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二六条の二七の二関係）

(一三)　公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第二六条の二八の二関係）

(1)　その実績判定期間にその公益目的事業費用等の額の合計額が一億円に満たない事業年度（以下「特定事業年度」という。）を有する公益社団法人及び公益財団法人、学校法人及び準学校法人、社会福祉法人並びに更生保護法人に係るいわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件（以下「絶対値要件」という。）における実績判定期間内の判定基準寄附者数が年平均一〇〇人以上とする要件の当該判定基準寄附者数は、特定事業年度における判定基準寄附者数に一億を乗じてこれを当該公益目的事業費用等の額の合計額で除して計算する。

(2)　公益社団法人及び公益財団法人並びに更生保護法人に係る絶対値要件について、実績判定期間内の各事業年度における当該判定基準寄附者からの寄附金の額の総額に一二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三〇万円以上であることを要件に加える。

(3)　特例の対象となる国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人日本学生支援機構の要件並びにこれらの法人に対する寄附金の要件を定める。

(一四)　既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、適用対象となる多世帯同居改修工事等の範囲及び要件、控除額の計算の基礎となる多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二六条の二八の五関係）

2　法人課税

(一)　エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる非化石エネルギー源の利用に資する機械その他の減価償却資産の範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の四及び第二七条の五関係）

(二)　特定の地域において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度について、特定地域基準雇用者数の細目を定めるとともに、組織再編成があった場合における基準雇用者数の計算等の基礎となる適用年度開始の日の前日における雇用者の数の計算について所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令第五条の六、第二七条の一二及び第三九条の四五の二関係）

(三)　認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の特別税額控除制度について、本制度の税額控除限度額の計算上控除される金額である特定寄附金の支出について地方税法の規定により道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額から控除される金額の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二七条の一二の二及び第三九条の四五の三関係）

(四)　特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度における認定経営革新等支援機関に準ずるものについて、都道府県農業会議を除外した上、農業協同組合中央会を存続中央会とする規定の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令第五条の六の二及び第二七条の一二の三関係）

(五)　雇用者給与等支給額が増加した場合の特別税額控除制度について、特定の地域において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度の適用を受ける事業年度において特別控除の対象となる雇用者給与等支給増加額から控除される金額の計算方法等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の六の三、第二七条の一二の四及び第三九条の四六関係）

(六)　特定地域における電気通信設備の特別償却制度について、対象となる特定電気通信設備の範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二八条の八及び第三九条の五五関係）

(七)　障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、対象となる機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備の範囲を定めるとともに、書類添付要件について所要の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第六条の五、第二九条及び第三九条の六〇関係）

(八)　倉庫用建物等の割増償却制度について、対象となる倉庫用の建物及びその附属設備並びに構築物の範囲を国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとすることとした。（租税特別措置法施行令第八条、第二九条の六及び第三九条の六五関係）

(九)　保険会社等の異常危険準備金制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第三三条の二及び第三九条の八三関係）

(1)　火災等協同組合が行う火災共済の洗替保証限度額等を正味収入共済掛金の四五パーセント（改正前六〇パーセント）に、協同組合連合会が行う火災共済の洗替保証限度額等を正味収入共済掛金の六〇パーセント（改正前七五パーセント）に、それぞれ引き下げる。

(2)　火災保険等及び火災共済に係る積立率の特例の適用期限を三年延長する。

(一〇)　海外探鉱準備金制度における海外自主開発法人の要件について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第三四条及び第三九条の八八関係）

(1)　「国内鉱業者等から二〇パーセント以上かつ国内鉱業者等及び共同出資法人から二五パーセント以上の出資又は長期の資金の貸付けを受けていること」との要件について、国内鉱業者等からの長期の資金の貸付けを除外する。